

(資料5)

ヒラメ太平洋北部系群に関する 資源管理の基本的な考え方

令和5年4月24日(月)

第13回資源管理手法検討部会
～ヒラメ太平洋北部系群～

水産庁

1. 資源評価の結果について

2. 関係地域の現状について

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見

(2) 各論に関する御意見

- ① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認
- ② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項
- ③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項
- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向
- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容(体長制限、禁漁期間等)
- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討
- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項
- ⑧ 管理対象とする範囲(大臣管理区分、都道府県とその漁業種類)

(3) そのほかの御意見

(4) 御意見や論点のまとめ(案)

4. 今後について

1. 資源評価の結果について

- 漁獲量は10年程度の周期的な変動を繰り返している。東日本大震災で一時的に漁獲量は減少したが、2014年には2,500トンを超えた。2015年以降、漁獲量は減少に転じ、2021年は1,632トンであった。
- 漁獲圧(F)は、2014年以降、最大持続生産量(MSY)を実現する漁獲圧(F_{msy})とほぼ等しい水準で推移している。親魚量(SB)は、2013年以降、最大持続生産量を実現する親魚量(SB_{msy})を上回っている。
- 1990～2010年の資源量は1,222～4,834トンの範囲で推移し、1歳と2歳が全体の4～8割を占めていた。2011年以降、資源量は増加し、2013～2015年は約10,000トンになり、3歳以上の高齢魚が増えた。しかし、その後は減少に転じ2021年の資源量は6,584トンであった。

親魚量(2021年)・・・4,699トン

案

目標管理基準値

(Target Reference Point: TRP)

≡回復・維持する目標となる資源水準の値

4,078トン

限界管理基準値

(Limit Reference Point: LRP)

≡下回ってはいけない資源水準の値

828トン

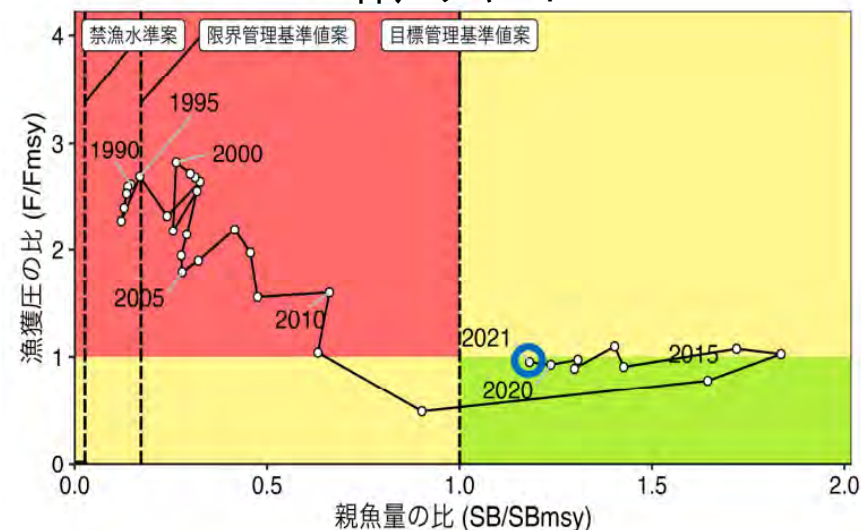
禁漁水準

128トン

例えば。。。

資源管理の目標例: 10年後に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回ること

《神戸チャート》



仮に、TAC管理を行う場合の将来の漁獲量の平均値

単位: 千トン

資源管理例の目標の達成確率

β	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	
1	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	46%
0.9	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	71%
0.8	1.6	1.6	1.3	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	89%

2. 関係地域の現状について ～まとめ～

- 太平洋北部海域の沿岸を中心に分布しており、5～9月に産卵し、浮遊生活を送った後に変態して着底する。着底した稚魚は、水深15m以浅で過ごし、全長10cm以上になると次第に深所に移動する。
- 岩手県～千葉県北部において、沖合底びき網・小型底びき網・刺網・定置網等によって漁獲されている。漁業は周年行われており、漁獲量は1歳魚が漁業に新規加入する秋に増加する傾向がある。近年、資源の保護・管理を目的として、漁具漁法、目合制限、操業時期などのさまざまな規制措置が行われている。

《分布図》



《参考：漁獲シェア表》

	3 か年平均					5 か年平均		
	H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2	H26-H30	H27-R1	H28-R2
大臣管理分合計	18.7%	19.1%	15.3%	14.5%	15.3%	17.0%	16.9%	15.9%
沖合底びき網	18.7%	19.1%	15.3%	14.5%	15.3%	17.0%	16.9%	15.9%
知事管理分合計	81.3%	80.9%	84.7%	85.5%	84.8%	83.0%	83.1%	84.2%
岩手	7.5%	5.9%	5.8%	4.9%	5.2%	6.6%	5.5%	5.5%
宮城	46.0%	45.9%	43.9%	43.5%	40.4%	45.2%	44.1%	42.6%
福島	0.9%	5.6%	12.9%	19.1%	22.0%	7.8%	12.0%	16.5%
茨城	14.3%	13.6%	14.0%	13.3%	11.8%	14.2%	13.4%	12.6%
千葉県（夷隅地域以北）	12.6%	9.9%	8.1%	4.7%	5.3%	9.4%	8.1%	6.9%

※ 水産庁が現時点で入手したデータに基づいて暫定的に計算したものであり、今後のデータ入手や、計算の見直しによってシェアが変更となる可能性があります。

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

2. 関係地域の現状について ～沖合底びき網～

ヒラメを漁獲する漁業の特徴

- 沖合底びき網において、宮城県、福島県、茨城県、千葉県で漁獲され、それぞれの地区を基地とする沖合底びき網の総漁獲量の0.1～20.9%、水揚げ金額の0.4～36.2%程度。
- 10月～6月にかけて漁獲され、ほとんどが混獲。
- 東日本大震災前後で漁獲実績は大きく異なっている。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

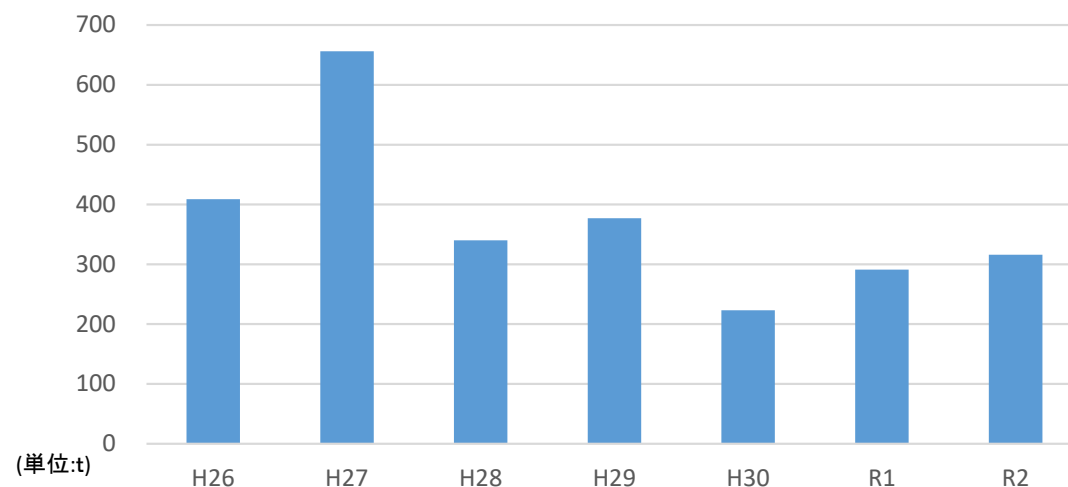
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
18.7%	19.1%	15.3%	14.5%	15.3%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
17.0%	16.9%	15.9%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
沖合底びき網	409	656	340	377	223	291	316

(単位:t 資源評価書より)



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 7～8月が禁漁となっている他、全長30cm未満の小型魚の再放流、種苗放流を実施。

2. 関係地域の現状について ～岩手県～

ヒラメを漁獲する漁業の特徴(大臣許可漁業を除く)

- 約6割が定置網、約3割が刺し網。
- 定置網、刺し網ともに年間を通じて漁獲され、定置網では10～12月頃、刺し網では5～11月頃に多く漁獲される傾向がある。漁獲サイズは30～40cm台が主体となっている。
- 東日本大震災以降、3歳以上の高齢魚を主体として漁獲量が急増したが、ここ数年は減少傾向にある。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

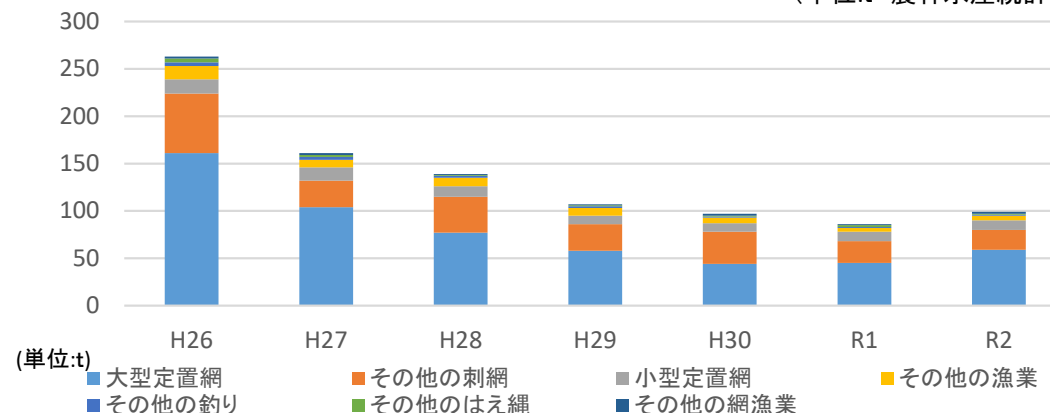
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
7.5%	5.9%	5.8%	4.9%	5.2%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
6.6%	5.5%	5.5%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
大型定置網	161	104	77	58	44	45	59
その他の刺し網	63	28	38	28	34	23	21
小型定置網	15	14	11	9	9	10	10
その他の漁業	14	8	9	8	6	4	5
その他の釣り	4	3	2	2	1	1	1
その他のはえ縄	4	2	1	1	1	2	1
その他の網漁業	2	2	1	1	2	1	2
かじき等 流し網	x	x	x	x	x	x	-
沿岸まぐろはえ縄	-	-	-	x	-	-	-
さけ・ます流し網	x	-	-	-	-	-	-

(単位:t 農林水産統計より)



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 年間800～1,100千尾の種苗放流を実施。
- 委員会指示により全長30cm未満のヒラメの採捕を禁止。また、資源管理計画により定置網、刺し網ともに休漁を実施。

2. 関係地域の現状について ～宮城県～

ヒラメを漁獲する漁業の特徴(大臣許可漁業を除く)

- 刺網等の沿岸漁業による漁獲が半分を占め、小型底びき網が3割程度その他、定置網など。
- 刺網における漁獲の最大のピークは6～7月で、11～12月にも小ピークがある。
- 小型底びき網における漁獲の最大のピークも6～7月だが、近年12月の水揚げが増加している。
- 震災後に漁獲量が急増し、近年は再び減少に転じている。
- 遊漁による漁獲も多いと考えられるが、その量は明らかではない。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

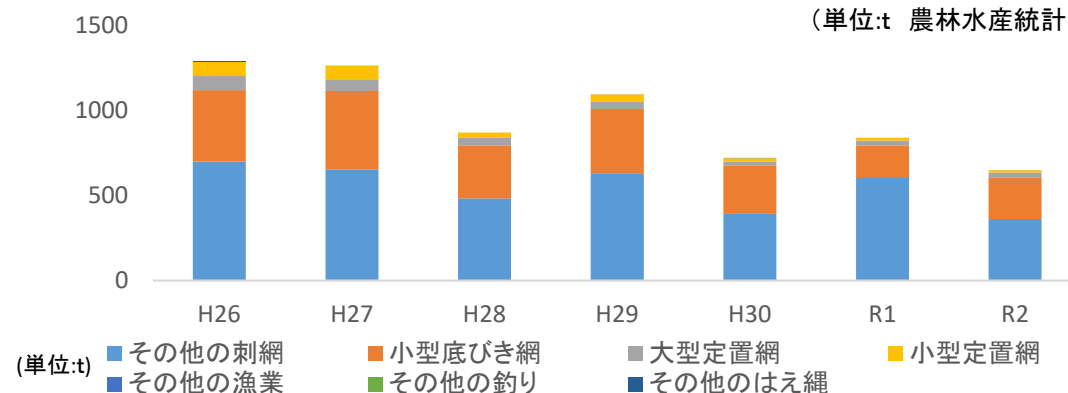
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
46.0%	45.9%	43.9%	43.5%	40.4%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
45.2%	44.1%	42.6%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
その他の刺網	702	655	485	629	393	604	363
小型底びき網	421	463	312	382	286	193	242
大型定置網	83	69	44	43	24	28	32
小型定置網	85	79	32	43	18	17	13
その他の漁業	1	1	0	1	1	0	0
その他の釣り	1	0	0	0	1	0	1
その他のはえ縄	1	0	0	0	0	-	x
沿岸まぐろのはえ縄	x	-	-	x	-	-	-
その他の網漁業	-	-	-	-	-	x	-

(単位:t 農林水産統計より)



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 1990年代以降種苗放流が行われている他、小型魚の漁獲制限(牡鹿半島以北では30cm 未満, 仙台湾では35cm 未満)が設けられている。
- 資源管理計画の一環として、水揚協力金の徴収の他、冬期に仙台湾内に保護区を設けている。

2. 関係地域の現状について ～福島県～

ヒラメを漁獲する漁業の特徴(大臣許可漁業を除く)

- 福島県におけるヒラメは、漁獲量、金額とも沿岸漁業対象種の中で上位に位置し、多くの沿岸漁業者が周年利用する最重要種
- 近年は、刺網による漁獲が5割以上を占め、その他に小型底びき網及び釣りにより漁獲
- 原発事故以降、出荷制限により水揚げできなかったが、平成28年10月から漁獲が開始され、その後少しずつ拡大

全体に占めるシェア

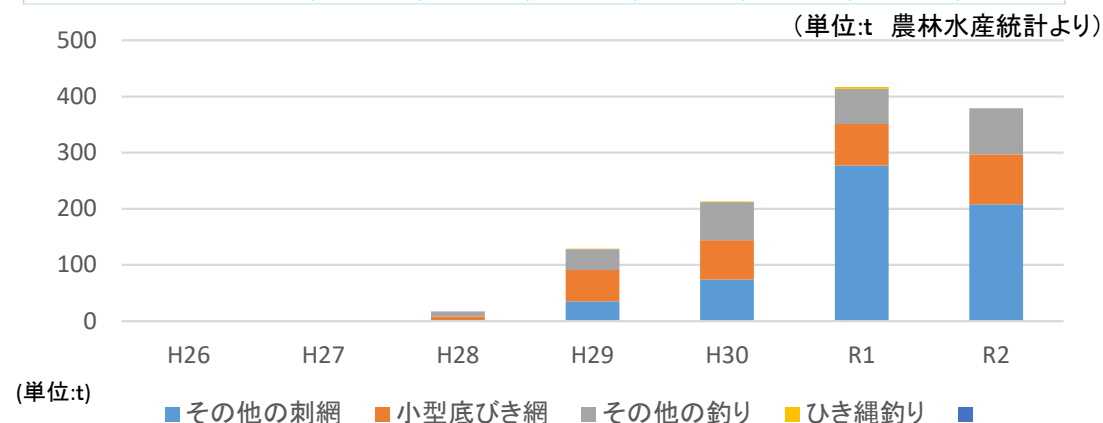
漁業種類別 漁獲実績

3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
0.9%	5.6%	12.9%	19.1%	22.0%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
7.8%	12.0%	16.5%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
その他の刺網	-	-	1	35	74	277	208
小型底びき網	-	-	7	56	70	74	89
その他の釣り	-	-	9	37	68	63	82
ひき縄釣り	-	-	0	1	1	3	x
その他のはえ縄	-	-	-	0	0	0	x
その他の漁業	-	-	-	0	0	0	0



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 平成5年から全長30cm未満個体漁獲を制限している。平成28年からは漁獲可能全長を漁業者自らがさらに引き上げ、小型個体の保護と付加価値向上に努めている。

2. 関係地域の現状について ～茨城県～

ヒラメを漁獲する漁業の特徴(大臣許可漁業を除く)

- 県内様々な漁法で漁獲されるが、約6割は小型底びき網、約3割は刺網、残り1割は釣り等。
- 小型底びき網では禁漁期である7・8月を除き、年間を通じて漁獲されるが、近年は特に12月～2月に多い。
- 刺網では10・11月を除き、年間を通じて漁獲されるが、特に7・8月に多く漁獲される。

全体に占めるシェア

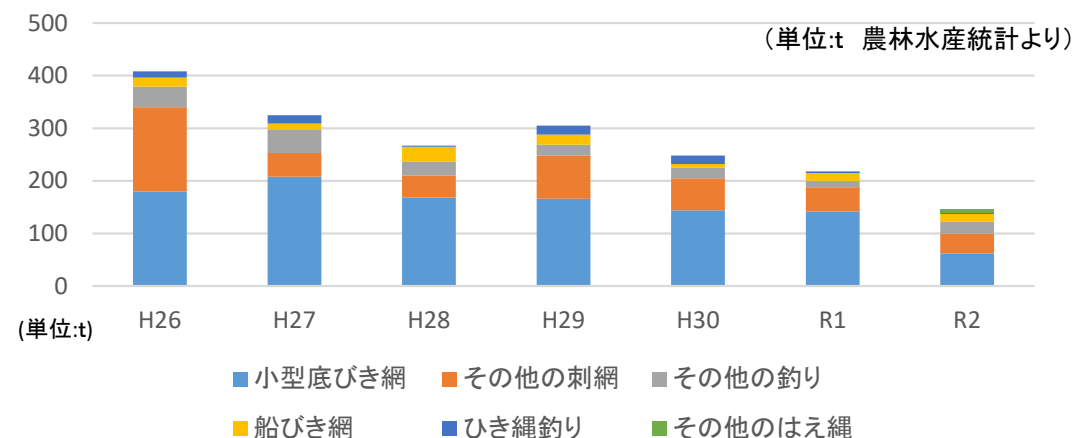
漁業種類別 漁獲実績

3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
14.3%	13.6%	14.0%	13.3%	11.8%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
14.2%	13.4%	12.6%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
小型底びき網	180	208	168	166	144	142	62
その他の刺網	160	45	42	82	61	46	38
その他の釣り	39	45	27	21	20	12	22
船びき網	17	11	28	19	7	15	15
ひき縄釣り	12	16	2	17	16	3	3
その他のはえ縄	0	x	0	0	0	0	6
大型定置網	x	x	x	x	x	x	x
さんま棒受網	x	x	x	x	x	-	-
その他の漁業	0	-	-	0	-	0	0



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 資源管理計画により複葉型オッターボードの使用禁止(小底)、週1回の休漁(刺網)、種苗放流等を実施

2. 関係地域の現状について ～千葉県（夷隅地域以北）～

ヒラメを漁獲する漁業の特徴(大臣許可漁業を除く)

- 漁獲の約5割が小型底びき網、約5割が刺網等。
- 盛漁期は小型底びき網、刺網ともに4・5月であり、近年では2歳以上の魚が漁獲の中心。
- 小型底びき網漁業では漁獲金額の2～4割を占めており重要な魚種となっている。
- 漁獲量の多い銚子・九十九里地区の混入率(漁獲尾数に対する放流魚尾数の割合)は5%前後で近年安定している。

全体に占めるシェア

漁業種類別 漁獲実績

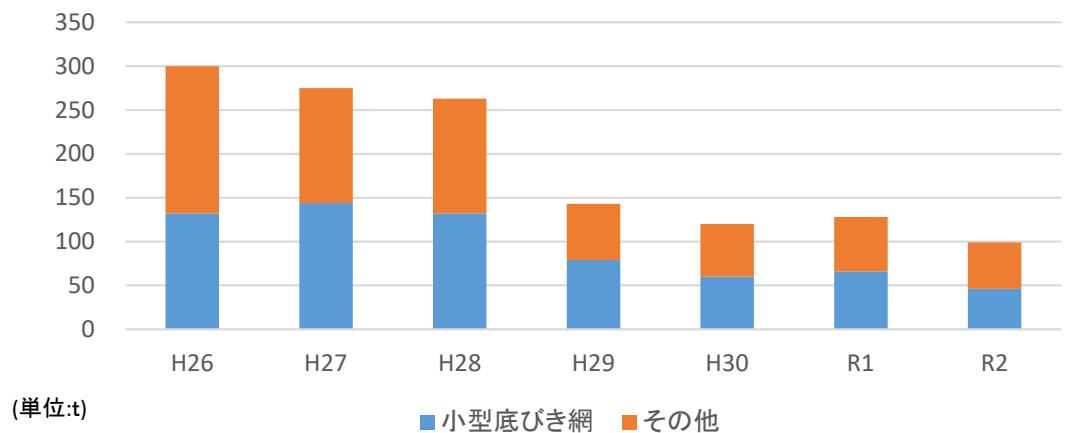
3 か年平均				
H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2
12.6%	9.9%	8.1%	4.1%	5.3%

5 か年平均		
H26-H30	H27-H31	H28-R2
9.4%	8.1%	6.9%

※黄色マーカーは全体上位80%に含まれる値

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総漁獲量	300	275	263	143	120	128	99
小型底びき網	132	144	132	79	60	66	46
その他	168	131	131	64	60	62	53

(単位:t 千葉県調べより)



数量管理以外の資源管理措置の内容

- 1982年から種苗放流を実施しており、近年では1年当たり100万尾前後の種苗を放流している。
- 資源管理計画により、小型底びき網や刺し網漁業等で漁具の制限や休漁日が設定されている。
- 小型魚(全長30cm未満、底びき網は25cm未満)の再放流が実施されている。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (1/8)

● 資源評価

- 太平洋中部系群であった夷隅地域以北の千葉県海面が令和3年度から太平洋北部系群に加わったと聞いており、系群の区域が変更になった理由を説明してほしい。
- 底びき網漁業の場合、季節や来遊に応じて様々な魚種を漁獲しているため、単純に漁獲量のデータが資源状況を推定する指標になるのか疑問。また、市場においても漁獲物の状況によっては、十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握が難しい状況ではないか。
- 種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価すべき。
- 遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべき。

● 資源管理

- 太平洋北部系群がTAC管理となった場合、夷隅地域以北のみにTACが設定されることになり、管理手法の相違から県内の地域間で深刻な混乱が起こることが考えられるので、現場で混乱が生じないような管理の考え方について丁寧な説明を求める。
- 底曳網漁業は混獲が避けられない漁法であるため、現場の採捕実態を考慮して資源管理手法を検討すべき。
- TAC管理では過去の漁獲実績により配分を決めるとのことだが、実績の多い少ないによる配分は沿岸漁業の特性に合っていないと考える。仮にTAC管理を導入するのであれば、沿岸漁業の特性に応じ、どのような配分・管理を行うのか明確に示すべき。
- 自主的管理や種苗放流等により資源管理に取り組んできてきた結果、今のヒラメ資源の状態があるので、従来通りの資源管理を推進していくべき。
- 数量管理の導入に際して遊漁による利用をどのように扱うのかについて、方向性を示してほしい。

● その他

- 今後の検討に際しては、漁業者に対する丁寧な説明を行うとともに、理解と協力を得た上で検討を進めてほしい。
- 東日本大震災から未だ復興途上の地域もあり、数量管理の導入によって復興が妨げられることを強く懸念。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (2/8)

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・ヒラメは、本県漁業者が資源管理に取り組みながら様々な漁法で漁獲しているため、新たに漁獲可能量を設定することは、漁業者の経営を圧迫することになりかねない。 ・特に、底曳網漁業は混獲が避けられない漁法であるため、現場の採捕実態を考慮して資源管理手法を検討すべきである。 ・また、漁獲可能量の設定に関しては、福島第一原発の事故を起因とする風評被害が完全に払拭できていない状況や、コロナウイルス感染症の拡大による需給の変化、更には、他県船が茨城海面で漁獲した分については、本県の漁獲実績に含まれず、他県の漁獲可能量の算出に用いられるという漁業者の懸念があることを十分に踏まえ、現場の漁業者が納得できるよう留意すべきである。
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事	1 太平洋北部海域では資源管理型漁業に取り組み小型魚の再放流を内容とするヒラメ資源管理協定を締結し取り組みを継続しているとともに古くから種苗放流にも取り組んでいる中、また当該資源の漁獲量は我が国の総漁獲量の0.5%程度と極めて小さい中で今般、ヒラメ太平洋北部系群に数量管理を導入する必要性、必然性について丁寧に説明する必要がある。 2 沖合底びき網漁業では多くの場合混獲となることから、数量管理となった場合、混獲による数量超過を避けるため操業そのものを控えざる得ない等支障が出ることが想定されることから、水産基本計画に明記されている混獲はもとより数量管理を適切に運用するための具体的方策を示していただきたい。 3 ヒラメは様々な沿岸漁業で利用されるとともに、遊漁での利用も大きいと思われるが、数量管理の導入に際して遊漁による利用をどのように扱うのかについて方向性でも結構なので示していただきたい。 4 さらに、東日本大震災による被災から未だ復興途上の地域もあり、数量管理の導入によって復興が妨げられることを強く懸念。 5 加えて、ALPUS処理水の海洋放出という経験のない大きな不安がある中で、当初のスケジュールに従って強硬に施策を進めようとすることに違和感を覚える。 6 スケジュールありきではなく、上記について漁業者にしっかり説明し納得を得てから具体的な議論に入るべきではないか。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (3/8)

参考人からの御意見	御意見の内容
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長 [1/2]	千葉県では、ヒラメ太平洋北部系群は沖合底びき網漁業、小型機船底びき網(板びき網)漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業などで漁獲しています。今回、当該魚種がTAC管理の候補魚種になっていることに関し、様々な疑問があることから、結論ありきで進めるのではなく、私たち漁業者の理解と納得を得た上で、慎重に検討するよう求めます。 【資源評価等】 資源評価は漁獲情報を主な情報源として導き出していると聞いていますが、沖合底びき網漁業や小型底びき網漁業の場合、同年同じ魚種を狙っているわけではなく、季節や来遊に応じて様々な魚種を漁獲しているため、単純に漁獲量のデータが資源状況を推定する指標になるのか疑問です。また、市場においても漁獲物の状況によっては、十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握が難しい状況ではないかと推察されます。 千葉県では1980年代から種苗放流を行っており、その重要性を理解し漁業者も放流事業に参加しています。種苗放流も資源管理の一環と考えますが、種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価してください。その上で、TAC管理の必要性について議論するべきだと考えます。 ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。また、仮にTAC管理となった場合に遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくか大きな課題と考えられます。 従来、太平洋中部系群であった夷隅地域以北の千葉県海面が令和3年度から太平洋北部系群に加わったと聞いています。仮に太平洋北部系群がTAC管理となった場合、夷隅地域以北のみにTACが設定されることになり、管理手法の相違から県内の地域間で深刻な混乱が起こることが考えられますので、系群の区域が変更された理由と現場で混乱が生じないような管理の考え方について国に丁寧な説明を求めます。 他の太平洋北部海域の魚種についても共通している部分ですが、現在、福島県は震災からの復興途中であり、今回のTAC管理の議論が復興の妨げにならないか懸念されるところです。さらに、ALPS処理水の問題も解決されていない中で、今、TAC管理の議論を行う時期であるのか疑問に感じています。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (4/8)

参考人からの御意見	御意見の内容
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長 [2/2]	【沖合底びき網漁業】 銚子地区の沖合底びき網漁業は、昭和38年には40隻ありましたが、減少を続け、現在では5隻となっています。また平成19年には経営の合理化のため、4経営体を1つにした銚子沖合漁業生産組合を設立するとともに、大型船から小型船への転換を進め、当初の50トン及び70トン型船から現在は4隻が19トン船、1隻が32トン船により操業を行っています。このように厳しい経営環境の中、限られた水産資源を持続的に活用し、経営を行っていくため、既に漁獲努力量の削減が図られてきているところです。このような状況の中で、今回TAC管理の導入の議論がされていますが、私たちが行ってきた努力が資源評価に十分反映されていないのではと強く懸念しています。 当該漁業で漁獲される魚種は銚子地区だけでも120種類以上にのぼり、ヒラメは重要な魚種となっています。ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。 操業する海域は沿岸から沖合にかけて様々な漁業が営まれているため、過去に長い年月をかけて操業調整が図られてきたところであり、沖合底びき網漁業としても自分たちの利益だけを求めるのではなく、沿岸漁業の重要資源を対象にした操業を避けるなど、他の漁業に配慮した操業を行ってきました。この結果、例えば、銚子市外川地区のキンメダイ釣り漁業は適切な資源管理を実施するとともに、ブランド化等に取り組み、地域を代表する水産資源としての地位を確立しています。このように、関係者の長年の努力により地域全体の漁業がバランス良く成り立っている状況がある中で、あえてTAC管理を導入することの必要性に疑問を感じているところです。 漁業構造のバランスが崩れ、結果的に日本の漁業の良さでもある漁業と地域の結びつきや、漁法・魚種の多様性が失われるのではないかと懸念しています。 【TAC魚種拡大に関する進め方】 当該魚種に限ったことではありませんが、先にTAC魚種拡大に向けたスケジュールやTAC導入にむけたステップアップ方式が公表されるなど、現場の漁業者の意見が聞かれることなく国において話が進められてきたことに不信感を感じます。当該魚種がTAC管理の候補となっている理由や、仮にTAC魚種に指定された場合にどのような影響があるかについて、国から十分な説明は受けておらず、このまま結論ありきで話が進むことを心配しています。 今後の検討に際しては、漁業者に対する丁寧な説明を行うとともに、漁業者の理解と協力を得た上で検討を進めるように求めます。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (5/8)

意見表明者の御意見	御意見の内容
いわき市漁業協同組合 代表理事組合長	福島県の沿岸漁業では、ヒラメ稚魚の放流、漁獲サイズ規制(震災前30cm)に取組み漁業者自ら自主的な資源管理に努めてきた。 本資源は、本県沿岸漁業の水揚げ金額においても重要であり、今後も水揚量を増やしていく魚種である。TACの設定によりが水揚げ増加の妨げにならないよう配慮を願う。
相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長 (福島海区漁業調整委員会 会長)	福島県相馬双葉海域においてヒラメは多くの漁法により漁獲され、資源を利用する漁業者が最も多い魚種の一つである。従来より県では全国に先駆けたヒラメ全長30cm規制やヒラメ種苗放流等の資源管理に取り組んできた。 原子力発電事故以降、本県漁業においては、規模を縮小して操業を実施してきており(令和3年3月末で試験操業終了、令和3年4月以降は本格的な操業に向けた取組みへと移行)、操業回数の減少による漁獲圧の低下等により本県海域のヒラメ資源量は増大しており、太平洋北部系群の資源量の維持にも貢献していると考えられる。また、相馬双葉漁業協同組合ではこの増えた資源を持続的に活用していくため、現在自主的な取り組みとしてヒラメ全長50cm規制に取り組んでいる。 福島県の沿岸漁業の復興のためには更なる水揚の拡大が必要であり、本県については、震災前の状況よりヒラメの資源量が増えていることから、さし網船・底曳船共に自主的に水揚げの数量制限をかけている。TACによる規制は避けて頂きたい。
福島県	福島県沿岸漁業は、福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年3月から操業自粛を余儀なくされた。平成24年6月から安全が確認された種を対象として、試験的に小規模な操業と販売を行い、漁業再開に向けた基礎データを得るための試験操業が開始され、令和3年3月まで実施されてきた。現在は、福島県水産物の生産流通が原発事故以前の水準に回復するよう、水揚量・流通量の拡大に取り組んでいる。 ヒラメは、原発事故以降、操業自粛や国による出荷制限により水揚げできなかったが、平成28年10月から試験操業対象種とされ、漁獲が再開された。ヒラメ漁獲量は平成30年397トン、令和元年541トン、令和2年568トンと操業の拡大とともに徐々に増加しており、令和3年の漁獲量は598トン、金額は484百万円であった。 福島県における沿岸漁業は、現在、水揚量・流通量の拡大に取り組んでいるが、令和3年漁獲量は、平成22年の2割程度に留まっている。ヒラメは、原発事故以降、漁獲が制限されてきたことから資源量が大きく増えており、漁業の拡大を推し進める上で重要な種である。このため、ヒラメTAC管理検討の際は、福島県の漁業復興の後押しとなるよう配慮を求めたい。
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・当組合は、福島県と茨城県との県境に位置し、ヒラメを対象とし、沖合底びき網漁業や小型機船底びき網漁業、刺網漁業、釣り漁業などが営まれている。 ・自身も沖合底びき網漁業を営んでおり、茨城県底曳網漁業協議会員として、休漁期間や体長制限等の規定の遵守など、ヒラメの資源回復及び資源管理に取り組んできた。 ・ヒラメは茨城県の「県の魚」としてシンボルになっている本県沿岸漁業における重要魚種である。前述のとおりヒラメを対象とする漁業種類は多種類にわたっており、それぞれの漁業者が納得する数量管理は難しいと感じる。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (6/8)

意見表明者の御意見	御意見の内容
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	・ヒラメは、当地区において底曳網漁業や固定式さし網漁業、遊漁船業により漁獲されるなど高い需要があり、高値で取引されている重要な資源である。 ・数量管理は、漁獲量の減少がそのまま収入減少につながるという経済的問題や、後継者問題を抱える漁業の特性を考えると、望ましくないとされる。 ・福島第一原発の事故をきっかけとした風評被害が完全に払拭できていないなかで数量管理をするのであれば、原発事故以前のデータを基に漁獲可能量を算出してほしい。
千葉県漁業協同組合連合会 [1/3]	千葉県では、ヒラメ太平洋北部系群は沖合底びき網漁業、小型機船底びき網(板びき網)漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業などで漁獲しています。今回、当該魚種がTAC管理の候補魚種になっていることに関し、関係漁業者から様々な疑問の声があることから、結論ありきで進めるのではなく、現場の漁業者の理解と納得を得た上で、慎重に検討するよう求めます。 【資源評価等】 資源評価は漁獲情報を主な情報源として導き出していると聞いていますが、沖合底びき網漁業や小型底びき網漁業の場合、同年同じ魚種を狙っているわけではなく、季節や来遊に応じて様々な魚種を漁獲しているため、単純に漁獲量のデータが資源状況を推定する指標になるのか疑問です。また、市場においても漁獲物の状況によっては、十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握が難しい状況ではないかと推察されます。 千葉県では1980年代から種苗放流を行っており、その重要性を理解し漁業者も放流事業に参加しています。種苗放流も資源管理の一環と考えますが、種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価してください。その上で、TAC管理の必要性について議論するべきだと考えます。 ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。また、仮にTAC管理となった場合に遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくか大きな課題と考えられます。 従来、太平洋中部系群であった夷隅地域以北の千葉県海面が令和3年度から太平洋北部系群に加わりました。 千葉県夷隅地域とそれよりも南部の安房地域はお互いに密接に結びついた地域であり、これまで、種苗放流魚の標識放流でも交流が認められており、資源管理や栽培漁業に連携して取り組んできています。 仮に、TAC管理となった場合、太平洋北部系群に含まれる夷隅地域以北のみにTACが設定されると、管理手法の相違から地域間で深刻なトラブルが起こることが十分に想定されます。 まずは、系群の区域が県内で分かれていることが重要な問題点であることを認識するとともに、系群の区域が変更された理由と管理の考え方について国が関係漁業者等に丁寧に説明することを求めます。 他の太平洋北部海域の魚種についても共通している部分ですが、現在、福島県は震災からの復興途中であり、今回のTAC管理の議論が復興の妨げにならないか懸念されるところです。さらに、ALPS処理水の問題も解決されていない中で、今、TAC管理の議論を行う時期であるのか疑問に感じています。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (7/8)

意見表明者の御意見	御意見の内容
千葉県漁業協同組合連合会 [2/3]	【沖合底びき網漁業】 銚子地区の沖合底びき網漁業は、昭和38年には40隻ありましたが、減少を続け、現在では5隻となっています。また平成19年には経営の合理化のため、4経営体を1つにした銚子沖合漁業生産組合を設立するとともに、大型船から小型船への転換を進め、当初の50トン及び70トン型船から現在は4隻が19トン船、1隻が32トン船により操業を行っています。このように厳しい経営環境の中、限られた水産資源を持続的に活用し、経営を行っていくため、既に漁獲努力量の削減が図られてきているところです。このような状況の中で、今回TAC管理の導入の議論がされていますが、漁業者が行ってきた努力が資源評価に十分反映されていないのではと強く懸念しています。 当該漁業で漁獲される魚種は銚子地区だけでも120種類以上にのぼり、ヒラメは重要な魚種となっています。ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。 操業する海域は沿岸から沖合にかけて様々な漁業が営まれているため、過去に長い年月をかけて操業調整が図られてきたところであり、沖合底びき網漁業としても自分たちの利益だけを求めるのではなく、沿岸漁業の重要資源を対象にした操業を避けるなど、他の漁業に配慮した操業を行ってきました。この結果、例えば、銚子市外川地区のキンメダイ釣り漁業は適切な資源管理を実施するとともに、ブランド化等に取り組み、地域を代表する水産資源としての地位を確立しています。このように、関係者の長年の努力により地域全体の漁業がバランス良く成り立っている状況がある中で、あえてTAC管理を導入することの必要性に疑問を感じているところです。 漁業構造のバランスが崩れ、結果的に日本の漁業の良さでもある漁業と地域の結びつきや、漁法・魚種の多様性が失われるのではないかと懸念しています。 【小型底びき網漁業】 銚子・九十九里地区の小型底びき網漁船は、昭和45年に47隻が操業していましたが、沖合底びき網漁船と同様に減少を続け、現在漁業として営んでいるのは8隻のみになっています。 漁業者は経営環境が厳しくなる中でも、限られた操業場所を有効に活用できるよう、これまでも行政や研究機関と協力して上下2段式の選択網を開発する等の資源を獲りすぎない努力をしています。禁漁期間も3か月と他の漁業より長く、1昼夜操業という操業形態で1月当たりの操業日数も少ない中、数量管理で上限を決めてしまう方法では操業を続けていけません。そもそも様々な魚種を漁獲する日本の底びき網漁業と単一種の数量管理は両立できません。 小型底びき網漁業ではヒラメが漁獲の中心です。漁業者はヒラメ資源が維持できるよう、長年種苗放流を実施し、マダイ及びヒラメの水揚げ金額の1%は放流負担金として負担しています。こうした長年の努力があって今のヒラメ資源や経営状況があります。細やかな漁業調整で成り立っている銚子・九十九里地域の実情や操業形態、数量管理を行うことでのリスクの大きさを理解いただき、浜の漁業者の声をよく聞いたうえで、従来通りの資源管理を推進していくべきだと考えています。

3. 本部会で議論する事項について

(1) 全体に関する御意見 (8/8)

意見表明者の御意見	御意見の内容
千葉県漁業協同組合連合会 [3/3]	【刺し網漁業・底曳縄漁業】 刺し網漁業においては、網の目合を大きくして商品価値の低い小さなヒラメは抜けるよう(漁獲しないよう)自主的な資源管理を行っています。底曳縄漁業においてもその特性上、漁獲の効率が低いと考えられ、いずれも資源にやさしい漁法であり、他漁業同様に操業隻数や漁獲量も減少している中、このような漁業にTAC管理を導入することに疑問があります。 沿岸漁業者は基本的に季節に応じて来遊する様々な魚を漁獲しており、その時の資源の状況により魚種や漁法も変えています。周年漁獲できるヒラメは刺し網漁業の中では水揚げ割合も多く、非常に重要な魚種です。また、刺し網漁業も底びき網同様、ヒラメのみを狙って漁獲しないといったことはできません。そのような中、近年は餌となるカタクチイワシの来遊が少なく、ヒラメの来遊も減少しています。沿岸近くまで来遊しないことから、ヒラメがいる沖側に出られず漁を行えない船もあります。しかし、今後、資源が多く来遊すれば漁獲を行います。TAC管理では過去の漁獲実績により配分を決めるとのことですが、実績の多い少ないによる配分は沿岸漁業の特性に合っていないと考えます。仮にTAC管理を導入するのであれば、沿岸漁業の特性に応じ、どのような配分・管理を行うのか明確に示すべきです。また、ヒラメは養殖も盛んにおこなわれてきた魚種であり、魚価は低下の一途を辿っています。漁業者の取組のみで単価を向上させることは非常に困難であり、漁獲量の減少が漁業者の収入減に直結するのは明白です。TACの導入が漁業者を守る結果になるとは到底考えられないため、漁業者が納得できる説明を求めます。 【TAC魚種拡大に関する進め方】 当該魚種に限ったことではありませんが、先にTAC魚種拡大に向けたスケジュールやTAC導入にむけたステップアップ方式が公表されるなど、現場の漁業者の意見が聞かれることなく国において話が進められてきたことに不信感を感じます。当該魚種がTAC管理の候補となっている理由や、仮にTAC魚種に指定された場合にどのような影響があるかについて、国から十分な説明は受けておらず、このまま結論ありきで話が進むことを心配しています。 今後の検討に際しては、漁業者に対する丁寧な説明を行うとともに、漁業者の理解と協力を得た上で検討を進めるように求めます。

3. (2) 各論に関する御意見

①検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認 (1/2)

- 現状の漁獲報告の収集体制
 - 【茨城県】漁獲情報収集システム
 - 【宮城県】操業野帳の共有と市場データによる水揚げの把握
- 全体
 - 自由漁業による漁獲を把握する体制があるか疑念。
 - 各県の資源利用状況・割合を把握するうえで、水揚げ情報や各県海域ごとの資源水準を把握するデータ収集も必要。
 - 千葉県夷隅地域以北の県別漁業種別漁獲量について、少なくとも過去3年分は資源評価報告書に掲載して欲しい。

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・本県で使用している漁獲情報収集システム(市場の水揚げデータを電子的に収集するシステム)により、漁獲報告は可能。 ・しかし、漁獲可能量が設定されてしまうと、管理年度における累計漁獲量に気を配る必要があり、漁獲上限が迫ってきた際には迅速な手続が必要となることから、各漁協の事務的負担が増える。
宮城県近海底曳網漁業協同組合 代表理事組合長	操業野帳等を県と共有するとともに市場のデータから水揚げは把握されているが、資源管理のために使われるデータは水揚げだけなのか、それとも野帳から分かる混獲状況などは国は把握しているのか。
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、全国的に漁獲報告システムの整備が整い、運用が開始された後、TAC導入の可否について検討すべきと考えます。 また、ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事	自由漁業による漁獲も見受けられるため、そういった数量を把握する体制が出来ているか疑念。

3. (2) 各論に関する御意見

①検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認 (2/2)

意見表明者の御意見	御意見の内容
福島県	各県における資源の利用状況・割合等を把握する上で、水揚げ情報や各県海域ごとの資源水準を把握するデータの収集も必要である。
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・現在の茨城県で構築している漁獲情報収集システム(市場水揚げデータを県水産試験場を通じ電子的に収集するシステム)で問題ない。
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	・現在の茨城県で構築している漁獲情報収集システム(市場水揚げデータを県水産試験場を通じ電子的に収集するシステム)で問題ない。
一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事	千葉県夷隅地域以北の県別漁業種類別漁獲量について、少なくとも過去3年分は資源評価報告書に掲載して欲しい。

3. (2) 各論に関する御意見

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項 (1/2)

● 全体

- 資源評価結果からすると、数量管理をする必要があるか疑問。
- 底びき網は混獲で管理が難しい。超過して捕れた魚は結局捨てるしかないのか、枠の柔軟な運用をお願いしたい
- これまでの漁獲努力量の削減が資源評価に十分に反映されていないのではないかという強い懸念がある。
- 漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、全国的に漁獲報告システムの整備が整い、運用が開始された後、TAC導入の可否について検討すべき。

● 資源評価

- 制度の高い資源評価が必要であり、そのために十分な予算措置を求めたい。
- 漁獲可能量設定にあたり、原発事故以前のデータまたは最盛期のデータをもとに算出してほしい。
- 遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべき。

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・令和4年12月に公表された資源評価結果では、本系群は「資源は多く、漁獲も強すぎない」とされたにも関わらず、数量管理をする必要があるのか疑問。
宮城県近海底曳網漁業協同組合 代表理事組合長	底曳網はさまざまな魚種が混ざって漁獲されるためTAC対象種が多くなると管理が難しい。超過して獲れてしまった魚は結局捨てるしかないのか。枠の柔軟な運用をお願いしたい。
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	この設問はTAC管理の実施を前提としたものと考えられますが、この資源にTAC管理が適切かどうかには疑問があり、現時点で資源管理目標の導入を論じる段階にないと考えます。 また、(1)に記載のとおり、これまで私たちが行ってきた漁獲努力量の削減が資源評価に十分反映されていないのではと強く懸念していますので、丁寧な説明をお願いします。

3. (2) 各論に関する御意見

②資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項 (2/2)

意見表明者の御意見	御意見の内容
福島県	ヒラメ資源は福島県において重要な漁獲対象資源であることから、持続的な資源利用が可能となるよう精度の高い資源評価が必要となる。このため、調査を実施するにあたり十分な予算措置を求めたい。
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・平成23年の福島第一原発の事故をきっかけとした風評被害は現在も完全に払拭できておらず、事故以前と比較し完全な操業回復には至っていない。漁獲可能量の設定にあたっては、原発事故以前のデータまたは最盛期のデータを基に算出していただきたい。 ・また、他県船が茨城海面で漁獲した分については、本県の漁獲実績に含まれず、設定される漁獲可能量が少なくなると考えられるため、漁業者が不公平を感じないよう考慮いただきたい。
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	ヒラメ資源は福島県において重要な漁獲対象資源であることから、持続的な資源利用が可能となるよう精度の高い資源評価が必要となる。このため、調査を実施するにあたり十分な予算措置を求めたい。
千葉県漁業協同組合 連合会	漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、全国的に漁獲報告システムの整備が整い、運用が開始された後、TAC導入の可否について検討すべきと考えます。 また、ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。

3. (2) 各論に関する御意見

③検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項 (1/2)

- 漁獲シナリオ
 - 漁獲シナリオの採択にあたっては、種苗放流の効果を考慮すべき。
 - 漁獲シナリオによる漁獲量の予測を見ると、漁獲圧を下げても将来的な漁獲量がほとんど変わらないように見えるが、どういうことか。漁業者にメリットはあるのか。
 - 持続的な資源利用が可能となる漁獲シナリオの採択を望む。一方、漁家経営的な側面を反映させたシナリオも提示すべき。
- その他
 - この資源にTAC管理が適切かどうか疑問があり、現時点で漁獲シナリオを論じる段階にない考える。

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・漁業者は資源増大のため種苗放流に取り組んでおり、漁獲シナリオの採択にあたっては、種苗放流の効果を考慮すべきである。
宮城県近海底曳網漁業協同組合 代表理事組合長	漁獲シナリオによる漁獲量の予測を見ると、漁獲圧を下げても将来的な漁獲量がほとんど変わらないように見えるが、どういうことか。漁業者にメリットはあるのか。
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	この設問はTAC管理の実施を前提としたものと考えられますが、この資源にTAC管理が適切かどうか疑問があり、現時点で漁獲シナリオを論じる段階にないと考えます。
意見表明者の御意見	御意見の内容
福島県	ヒラメは、福島県において重要な漁獲対象資源であることから、持続的な資源利用が可能となる漁獲シナリオの採択を望む。一方、漁家経営的な側面も考慮が必要であることから、これを反映させたシナリオも提示し、ステークホルダー会議等での協議を求めたい。

3. (2) 各論に関する御意見

③検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項 (2/2)

意見表明者の御意見	御意見の内容
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・前記②に同じ。
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	・前記②に同じ。
千葉県漁業協同組合 連合会	この設問はTAC管理の実施を前提としたものと考えられますが、この資源にTAC管理が適切かどうか疑問があり、現時点で資源管理目標の導入を論じる段階にないと考えます。 また、(1)に記載のとおり、これまで漁業者が行ってきた漁獲努力量の削減や自主的な資源管理が資源評価に十分反映されていないのではと強く懸念していますので、丁寧な説明をお願いします。

3. (2) 各論に関する御意見

④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向 (1/2)

● 課題

- 底びき網等ヒラメを選択的に漁獲できない漁業種類において、ヒラメの採捕停止により操業ができなくなる。
- 数量管理は、漁獲量の減少がそのまま収入減少につながるという経済的問題や、後継者問題を抱える漁業の特性を考えると、望ましくない。
- TAC管理では過去の漁獲実績により配分を決めているが、実績の多寡による配分は沿岸漁業の特性に合っていないと考える。

● 対応方向

- いきなり数量管理ではなく、漁獲サイズの制限や産卵期の休漁など段階を踏んだ資源管理を検討すべき。
- 放流実績を加味した漁獲可能量の割り当てを求める。
- 現場の漁業者等の意見をよく聞き、課題やその対応方法について明確に示した上で検討を進めるべき。

● その他

- 必要性について、関係者で意識の醸成を図ることが必須。震災前後で漁獲実績が大きく異なっている中で配分の考え方についても検討する必要。

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・底曳網をはじめとした、ヒラメのみを選択的に漁獲できない漁業種類においては、ヒラメが採捕停止となった際に一切操業できなくなり、他魚種についても水揚げできず死活問題となるため、そもそも数量管理を導入すべきではない。 ・また、いきなり数量で管理するのではなく、まずは漁獲サイズの制限や産卵期の休漁など、段階を踏んだ資源管理を検討すべきである。
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。 現場の漁業者等の意見をよく聞き、課題やその対応方法について明確に示した上で検討を進めるよう国に求めます。

3. (2) 各論に関する御意見

④数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向 (2/2)

参考人からの御意見	御意見の内容
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事	前提として、この資源での数量管理の必要性について、関係者の意識の醸成を図ることが必須。加えて、仮に数量管理を実施する場合、震災前後で漁獲実績が大きく異なっている中で配分の考え方についても検討する必要。
意見表明者の御意見	御意見の内容
福島県	福島県ではヒラメ種苗放流を実施しており、全長100mm個体を100万尾毎年放流することを目標としている。現行の数量管理では、漁獲可能量を各県に割り当てる際、各県の種苗放流個体数やその大きさ等の放流実績が、反映されないことから、種苗放流が漁獲量の増大に直接的に寄与しない。このため、放流実績を加味した漁獲可能量の割り当てになるよう求めたい。
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・底びき網漁業は混獲が避けられず、網に入った魚を選別・再放流する作業は漁業者にとって大きな負担となるため、数量管理は現実的でない。 ・重要魚種であるヒラメの漁獲制限だけでも漁業経営上の影響が大きい、他魚種の漁獲までも制限されることになりかねない。
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	・数量管理は、漁獲量の減少がそのまま収入減少につながるという経済的問題や、後継者問題を抱える漁業の特性を考えると、望ましくないとされる。
千葉県漁業協同組合 連合会	沖合底びき網漁業や小型底びき網漁業では、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。 刺し網漁業や底曳縄漁業では、基本的に季節に応じて来遊する様々な魚を漁獲しており、その時の資源の状況により魚種や漁法も変えています。そのような中、近年はヒラメの来遊は少なくほとんど漁を行っていません。しかし、今後、資源が多く来遊すれば漁獲を行うことがあります。TAC管理では過去の漁獲実績により配分を決めるとのことですが、実績の多い少ないによる配分は沿岸漁業の特性に合っていないと考えます。 現場の漁業者等の意見をよく聞き、課題やその対応方法について明確に示した上で検討を進めるよう国に求めます。
一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事	県別のTACが上限に達するなど、ヒラメの漁獲制限が行われる場合、定置網でヒラメが混獲した際に、ヒラメの水揚げが一切認められないとなると、箱網内の魚種構成としてヒラメが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう。そのような場合にはヒラメの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

3. (2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）（1/2）

● 資源管理措置

- 【茨城県】小型魚（全長30cm未満）の採捕禁止・再放流、休漁期間の設定、操業時間の制限、複葉型オッターボードの使用禁止、種苗放流
- 【福島県】サイズ規制（30cm（震災前）/ 50cm）、種苗放流（県下海域100万尾）
- 【千葉県】種苗放流、大型船から小型船への転換等
- 【沖合底びき網】7～8月禁漁、全長30cm未満の小型魚の再放流、種苗放流

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・小型魚（全長30cm未満）の採捕禁止と再放流を実施しているほか、資源管理計画に基づき、休漁期間の設定、操業時間の制限、複葉型オッターボードの使用禁止、種苗放流に取り組んでいる。
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	（1）に記載のとおり、既に漁獲努力量の削減に取り組んでいます。
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事	沖合底びき網漁業においては7～8月が禁漁となっている他、全長30cm未満の小型魚の再放流、種苗放流を実施。
意見表明者の御意見	御意見の内容
いわき市漁業協同組合 代表理事組合長	サイズ規制（30cm（震災前））、種苗放流（県下海域100万尾）
相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長 （福島海区漁業調整委員会 会長）	自主的に全長50cm規制に取り組んでいる。 沖底では7～8月の2ヶ月間に休漁期間を設けている。 本県では従来より100万尾を目標とした種苗放流に取り組んでいる。

3. (2) 各論に関する御意見

⑤数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）（2/2）

意見表明者の御意見	御意見の内容
福島県	福島県におけるヒラメは、漁獲量、金額とも沿岸漁業対象種の中で上位に位置し、多くの漁業者が周年利用する沿岸漁業の重要種である。 平成5年から漁業者によるヒラメ水揚げ規制が進められ、全長30cm未満個体の「とらない、売らない、食べない」が徹底されてきた。平成28年からは漁獲可能全長を漁業者自らがさらに引き上げ、小型個体の保護と付加価値向上に努めている。ヒラメ種苗放流は平成5年から開始され、毎年約100万尾の放流が継続されている。このように福島県におけるヒラメは、漁業者の自主的な管理をもとに持続的な利用が図られている。
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・現在、休漁期間や30cm未満魚の再放流を遵守し、種苗放流への協力を行っている。
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	・全長30cm未満の小型魚の再放流、休漁期間の設定のほか、種苗放流に取り組んでいる。
千葉県漁業協同組合 連合会	(1)に記載のとおり、既に漁獲努力量の削減や自主的な資源管理に取り組んでいます。

3. (2) 各論に関する御意見

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討 (1/2)

- 地域
 - 【千葉県】北部太平洋地区
- 漁業種類・関係者等
 - 【茨城県】県内全域の底曳網、刺し網、釣り、定置網、えび板漁業者、茨城県底曳網漁業協議会、遊漁者
 - 【福島県】沖合底びき網漁業、沿岸漁業(小型底びき網、さし網、はえ縄等)
 - 【千葉県】沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業、加工業者、仲買業者、遊漁者
 - 【宮城県】特に零細の沿岸漁業者
 - 【沖合底びき網】太平洋北部(岩手県～千葉県)における沖合底びき網漁業者、関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者、遊漁者

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・県内全域の底曳網、刺し網、釣り、定置網漁業者に対し、国が丁寧な説明を行うべきである。
宮城県近海底曳網漁業協同組合 代表理事組合長	零細の沿岸漁業者は声を届けづらいので特に注意して耳を傾けてほしい。
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	地域: 北部太平洋地区 漁業種類: 沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業 関係者等: 加工業者、仲買業者、遊漁者
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事	太平洋北部(岩手県～千葉県)における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は沿岸漁業において多く利用されている資源であることから、関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。また、遊漁者の意見も聞く必要はないか。
意見表明者の御意見	御意見の内容
福島県	沖合底びき網漁業と沿岸漁業(小型底びき網、さし網、はえ縄等)では操業の規模が異なるため意見を別に集約した方がよい。

3. (2) 各論に関する御意見

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討 (2/2)

意見表明者の御意見	御意見の内容
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・茨城県底曳網漁業協議会 ・上記の協議会以外でも、県内でヒラメを漁獲する漁業者全体がTAC管理について理解できるよう説明したうえで、広く意見を聞いていただきたい。
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	・ヒラメを漁獲している刺し網漁業者、釣り漁業者、えび板漁業者、遊漁者
千葉県漁業協同組合 連合会	地域：北部太平洋地区 漁業種類：沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、刺し網漁業、底曳縄漁業 関係者等：加工業者、仲買業者、遊漁者
一般社団法人日本定 置漁業協会 専務理 事	ヒラメを多く漁獲する県の定置漁業者

3. (2) 各論に関する御意見

⑦ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項 (1/2)

- 漁獲サイズの制限や産卵期の休漁、小型魚の再放流などを既に行っているにも関わらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべき。
- TAC管理となった場合、千葉県夷隅地域以北のみにTACが設定されることになる。その際に混乱が生じないような管理の考え方について丁寧な説明を求める。
- 底びき網の漁具・漁法の特性上、選択的な漁獲が難しいので、それにより生じる問題の対応について説明してほしい。
- TAC管理が始まったら漁業者は何をすることになるのか、何を得ることができるのか、について、漁業者が理解できるように説明いただきたい。
- 遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべき。また、遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくかについて説明すべき。
- 沿岸漁業の特性に応じ、どのようなTACの配分・管理を行うのか説明してほしい。また、種苗放流実績が漁獲可能量の割り当ての際、評価されるよう制度の設計を求めたい。

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・漁獲サイズの制限や産卵期の休漁など、数量管理以外の取組をしても資源の維持・増大に効果がない、という根拠を説明すべきである。
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	仮に太平洋北部系群がTAC管理となった場合、夷隅地域以北のみにTACが設定されることになり、管理手法の相違から県内の地域間で深刻な混乱が起こることが考えられますので、系群の区域が変更された理由と現場で混乱が生じないような管理の考え方について国に丁寧な説明を求めます。 ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。また、仮にTAC管理となった場合に遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくか説明してください。 ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。これらの問題の対応について説明してください。

3. (2) 各論に関する御意見

⑦ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項 (2/2)

参考人からの御意見	御意見の内容
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事	上記(1)のとおり。 また、水産庁からはTACの導入に際してステップアップ方式を導入したい旨最近説明されているが、こういった試行の段階を入れながら進める方法には賛成するものの、対象魚種の特性、利用実態等により様々な課題が想定されるので、この試行の期間については前記の課題を踏まえて設定すべきではないか。
意見表明者の御意見	御意見の内容
福島県	ヒラメ資源は、各県の種苗放流個体数やその大きさ等の放流実績が、漁獲可能量の割り当てに反映される仕組みが組み込まれていないことから、種苗放流が漁獲量の増大に直接的に寄与しない。この点を十分に説明し、放流実績が漁獲可能量の割り当ての際、評価されるよう制度の設計を求めたい。
平潟漁業協同組合代表理事組合長	・TAC管理が始まったら漁業者は何をすることになるのか。何を得ることができるのか。難しい制度の説明ではなく、漁業者が理解できるように説明いただきたい。
鹿島灘漁業協同組合代表理事組合長	・小型魚の再放流など、既に資源管理の取組を行っているにも関わらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべきである。
千葉県漁業協同組合連合会	仮にTAC管理となった場合、太平洋北部系群に含まれる千葉県夷隅地域以北のみにTACが設定されると、管理手法の相違から地域間で深刻な混乱が起こることが考えられます。まずは、系群の区域が県内で分かれていることが重要な問題点であることを認識するとともに、系群の区域が変更された理由と管理の考え方について国が関係漁業者等に丁寧に説明することを求めます。 ヒラメは遊漁の主要な対象魚種になっているため、国は遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべきです。また、仮にTAC管理となった場合に遊漁者や遊漁船業者をどのように管理していくか説明してください。 ヒラメにTAC制度を導入した場合、底びき網の漁具・漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、意図せずに漁獲するなどTAC数量の超過が危惧されます。仮に数量が超過しないよう漁獲された魚を放流するとしても、生きたまま再放流することは不可能であるため、洋上投棄が問題になることも考えられます。また、漁獲を避けるために操業海域やひき網の水深を変更すること、さらには休漁することは漁業収入の減少を招きかねないと考えています。これらの問題の対応について説明してください。 TAC管理では過去の漁獲実績により配分を決めるとのことですが、実績の多い少ないによる配分は沿岸漁業の特性に合っていないと考えます。仮に TAC管理を導入するのであれば、沿岸漁業の特性に応じ、どのような配分・管理を行うのか説明してください。

3. (2) 各論に関する御意見

⑧管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）（1/2）

- 他県船が茨城海面で漁獲した分については、本県の漁獲実績に含まれず、他県の漁獲可能量の算出に用いられるという漁業者の懸念があることを十分に踏まえるべき。
- 底びき網において、大臣許可である沖合底びき網と知事管理である小型底びき網をわけて管理することによる不公平感が生じることに留意すべき。
- 遊漁においても数量管理の対象とすべき。
- 夷隅地域以北のみTAC管理の対象となることにより県内の混乱が生じると考えられる、丁寧な説明を求める
- 漁業者間の不公平感が生じないようにしてほしい
- この資源にTAC制度を導入することが適切かどうか疑問があり、TAC管理を前提とした管理対象を論じる段階にはない考える。

参考人からの御意見	御意見の内容
茨城沿海地区漁業協同組合連合会 代表理事副会長	・他県船が茨城海面で漁獲した分については、本県の漁獲実績に含まれず、他県の漁獲可能量の算出に用いられるという漁業者の懸念があることを十分に踏まえ、現場の漁業者が納得できるよう留意すべきである。 ・また、大臣管理である沖合底曳網と知事管理である小型底曳網とを分けて管理することにより、一方はまだ操業できるにも関わらずもう一方は採捕停止、といった状況になり、現場の漁業者に不公平感が生じてしまう。 ・遊漁においても漁獲可能量を設定し、漁業者が納得できる数量管理にすべきである。
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	この資源にTAC制度を導入することが適切かどうか疑問があり、TAC管理を前提とした管理対象を論じる段階にはないと考えます。一方、仮に太平洋北部系群がTAC管理となった場合、夷隅地域以北のみにTACが設定されることになり、管理手法の相違から県内の地域間で深刻な混乱が起こることが考えられますので、系群の区域が変更された理由と現場で混乱が生じないような管理の考え方について国に丁寧な説明を求めます。
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事	資源を利用している漁業者間に不公平感が生じないようにすること。

3. (2) 各論に関する御意見

⑧管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）（2/2）

意見表明者の御意見	御意見の内容
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・底びき網漁業においては、沖底で19t型、小底で14.9t型の船が主流となっており、両漁業の間において、操業形態や漁獲海域、対象種に以前ほど大きな隔たりが無くなってきている。当組合においてもそれらの乖離は小さくなっており、同一漁協内で同一の漁業種類である底びき網漁業において、大臣管理区分と知事管理区分とで、異なる漁業管理を行うことについて、漁業者の理解を得るのが難しいと感じる部分がある。
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	・前記④に同じ。
千葉県漁業協同組合 連合会	この資源にTAC制度を導入することが適切かどうか疑問があり、TAC管理を前提とした管理対象を論じる段階にはないと考えます。一方、仮にTAC管理となった場合、太平洋北部系群に含まれる千葉県夷隅地域以北のみにTACが設定されると、管理手法の相違から地域間で深刻な混乱が起こることが考えられます。まずは、系群の区域が県内で分かれていることが重要な問題点であることを認識するとともに、系群の区域が変更された理由と管理の考え方について国が関係漁業者等に丁寧に説明することを求めます。

3. 本部会で議論する事項について

(3) そのほかの御意見

- ステークホルダー会合での議論の前に、参考人が「意見や論点の整理」の内容を確認する十分な機会を設けていただきたい。
- 末端の漁民には、今回の仕組みの理解度が低く、もっと理解できるような説明が必要でないか。

参考人からの御意見	御意見の内容
銚子市漁業協同組合 代表理事組合長	過去に検討が行われた魚種の、資源管理手法検討部会からステークホルダー会合に進む過程を確認したところ、ほとんどの魚種で資源管理手法検討部で取りまとめた「意見や論点の整理」について、ステークホルダー会合を開催する前に、参考人が内容を確認する十分な機会が設けられていませんでした。参考人は、自らの意見が正しく反映されていることを確認する必要がありますので、ステークホルダー会合での議論の前に、必ず参考人が「意見や論点の整理」の内容を確認する十分な機会を設けていただきたいと思います
意見表明者の御意見	御意見の内容
平潟漁業協同組合 代表理事組合長	・末端の漁民には、今回の仕組みの理解度が低く、もっと理解できるような説明が必要でないかと考える
鹿島灘漁業協同組合 代表理事組合長	・特になし。

3. 本部会で議論する事項について

(4) 御意見や論点のまとめ(案)

※検討部会における議論を踏まえ、
論点や意見は追加・修正される見込み

● 漁獲等報告の収集について

- 市場において、漁獲物の状況によっては十分に魚種別・銘柄別の仕分けができないケースもあるため、正確な数量把握を行う体制を構築すべき。
- 漁業者や漁協の負担増大を招かないよう、TAC導入に当たっては、漁獲報告システムの整備・運用が行われるべき。

● 資源評価について

- 種苗放流がヒラメ資源に与えてきた影響について評価すべき。
- 遊漁の採捕量等を把握し、その情報を資源評価に組み込むべき。

● 資源管理について

- 太平洋北部系群がTAC管理となった場合、同一県内のうち夷隅地域以北のみにTACが設定されることになるため、現場で混乱が生じないような管理方法を検討すべき。
- 底曳網漁業は混獲が避けられない漁法であるため、現場の採捕実態を考慮して資源管理手法を検討すべき。
- 沿岸漁業の特性や種苗放流実績、震災前後の漁獲実績を踏まえ、適切なTACの配分方法を検討すべき。
- 数量管理の導入に際して遊漁による利用をどのように扱うのかについて、方向性を示すべき。
- 東日本大震災から未だ復興途上の地域もあり、数量管理の導入が復興の妨げにならないようにすべき。

● SH会合で特に説明すべき重要事項について

- 漁獲サイズの制限や産卵期の休漁、小型魚の再放流などを既に行っているにも関わらず、数量管理を導入しなければならない理由を説明すべき。
- TAC管理が始まったら漁業者は何をすることになるのか、何をできるのか、について、漁業者が理解できるように説明すべき。

4. 今後について

新たな資源管理の検討プロセス

①	資源評価結果の公表	• 令和4(2022)年12月に公表
②	資源評価結果説明会	• 令和5(2023)年1月に開催
③	資源管理手法検討部会	• 令和5(2023)年4月に開催 • 参考人等からの意見や論点を整理
④	ステークホルダー会合 (資源管理方針に関する検討会)	• ②で整理された意見や論点を踏まえ、具体的な管理について議論 • 必要に応じ、複数回開催し、管理の方向性をとりまとめ
⑤	資源管理基本方針の策定	• ③でとりまとめられた内容を基に、資源管理基本方針案を作成 • パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申を経て決定
⑥	管理の開始	

本日はここ